

経営比較分析表（令和2年度決算）

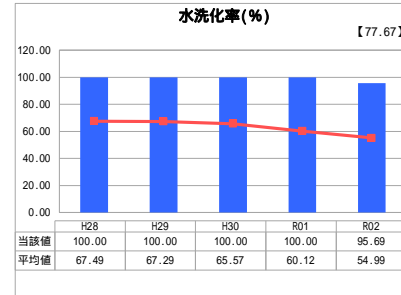
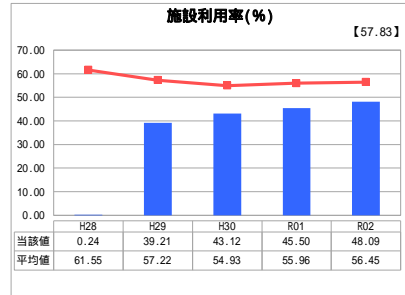
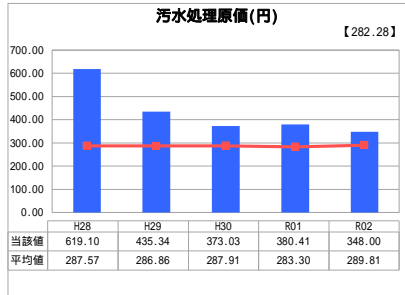
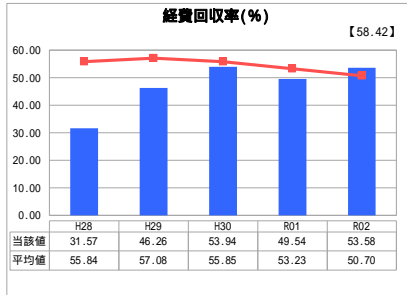
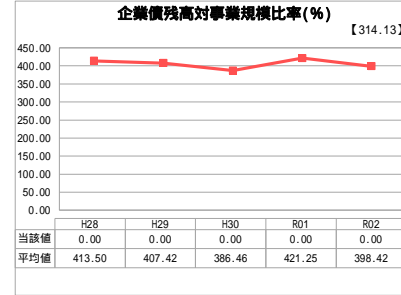
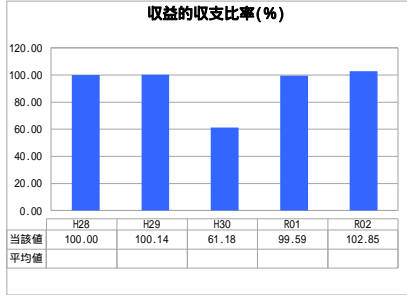
佐賀県 みやき町

| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|------------|--------|--------------------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 特定地域生活排水処理 | K3 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m ³ 当たり家庭料金(円) |
| - | 該当数値なし | 13.59 | 100.00 | 3,850 |

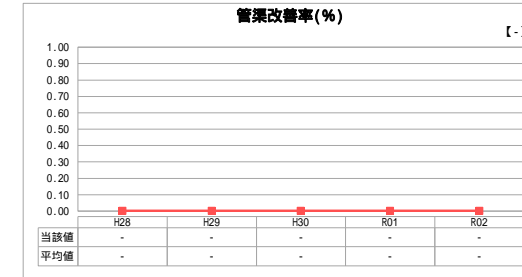
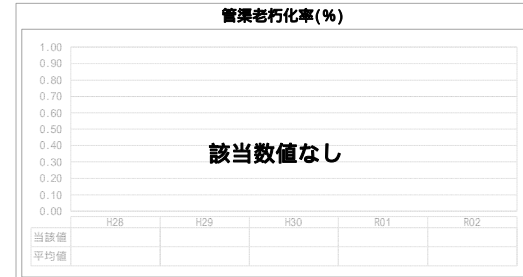
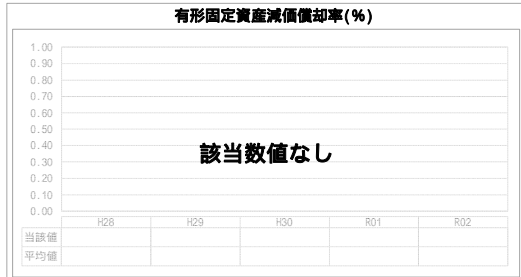
| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 25,748 | 51.92 | 495.92 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 3,501 | 0.57 | 6,142.11 |

| グラフ凡例 |
|--------------|
| 当該団体値(当該値) |
| 類似団体平均値(平均値) |
| 【】 令和2年度全国平均 |

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、平成28年4月から公共下水道事業全体計画区域及び農業集落排水事業指定区域を除く区域に浄化槽を町が主体となって整備する事業いわゆる市町村設置型浄化槽事業を開始した。

また、PFI事業として民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務、設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務（汚泥清掃・収集運搬業務を除く。）を町の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施している。

収益的収支比率について
 使用料収入は全収支率の浄化槽設置及び保守により管理基盤が増え、使用者が増えた事により増加した。また、他会計繰入金の除外入金の増加に伴い前年より3.26%増加した。収支率の約55%が他会計繰入金で賄われており、経費回収率に大きな影響を及ぼし、使用料改定や経費削減等の経営改善に向けた取り組みが必要である。

経費回収率について
 令和2年度は、公営企業会計法適用施設で資産減価、評価を実施しているために、汚水処理費が増加している。下水処理費、費用率と同一水準で材料費を算定している事が経費回収率が低い要因となっている。令和5年度までに公営企業会計の法適用が完了する為、令和6年度以降は適正な料金収入、汚水処理費の削減を行い向上に推移していく。

汚水処理原価について
 浄化槽事業における汚水処理原価は、全国平均や類似団体の平均をみても高額となっている。本町において下水道が別団体の管理であり、年間収水量の把握ができていない。使用人数に依存して算定している。下水道で平均約200人/戸ですが、浄化槽の場合20人/戸で算定しているために、平均より高い状況となっている。今後下水道の平均値を参照することで、全国平均を下回る傾向となる。

施設利用率について
 処理水量についても下水道の使用水量を把握できない為係数を掛けている。汚水処理原価と同様に係数を上げること、全国平均を上回る傾向となる。

水洗化率について
 公営浄化槽エリアを令和2年度末に指定したことにより、非水洗化件数（汲取り等）を削減したことが低下した原因で、今後汲取りからの切替えが進むにつれて、100%に近づく。

2. 老朽化の状況について

令和2年度において、新規設置58基、寄附採納17基で累計管理基数1,137基（設置545基、寄附採納592基）となった。

浄化槽の耐用年数が30年～40年とされているが、寄附採納を受けた浄化槽については、設置後20年を超える浄化槽があり毎年数件の修繕が発生している。維持管理業者による点検や水質検査で、処理能力が低下しているものや経年劣化による補修等早期に修繕している。今後浄化槽のメーカや、設置年度、使用形態に合わせ、計画的に修繕を行い、単年度に修繕が集中しないように修繕費を一定化し、経営の安定化を図る事が必要である。

全体総括

浄化槽事業を開始したことにより、処理区域内人口も増加しているものの、建設費に対する起債償還が平成29年度より開始される。

10年間の事業で、起債償還を元利均等を行っているために、令和8年度に償還額がピークを迎える事となる。

起債償還の財源となる使用料や一般会計からの繰入金も多額になっていくことが想定されるために、収入源の確保が重要事項であるが、浄化槽の場合は管理基数の増が維持管理費の増につながる。

令和5年度までに公営企業会計の適用を実施する予定であり、それにより使用者へ経営状況や適正な使用料を示す事ができ、使用料の改定に向けた取り組みを行っていく。